

高知工科大学魚類実験取扱指針

1 目的

本指針は、高知工科大学（以下「本学」という。）において魚類を用いた動物実験を実施する際に遵守すべき事項を示すことを目的とする。

2 定義

「動物実験」とは、教育又は試験研究のために、動物になんらかの拘束又は処置を加えることをいう。

「実験動物」とは、動物実験に供するため施設等で飼育し、又は保管している魚類をいう。

「実験者」とは、動物実験を実施する研究者等をいう。

「飼育施設」とは、実験動物の維持、繁殖、飼育及び保管並びに動物実験を行う場所をいう。

3 基本三原則

実験者は、実験に用いる動物の生命を尊重し、動物の倫理的取扱いを最大限に迫及するために、以下の三原則の遵守に努めなければならない。

- (1) 改善：実験に伴う動物の苦痛やストレスを最小限に抑える。
- (2) 代替：動物実験に代替することのできる方法を積極的に取り入れる。
- (3) 削減：できる限り少数の実験動物で実験を行う。

4 実験計画の承認

実験者は、基本三原則に即した動物実験計画を立案する。

実験者は、適切な動物実験を行うにあたり、動物実験計画書を研究本部長に提出して審査を受け、承認を受けることができる。また、動物実験計画書の期間は5年を限度とする。

5 動物実験実施状況の記録

実験者は、動物実験の実施状況を記載した動物実験記録を作成しなければならない。

6 飼育施設

飼育施設は、実験動物に対するストレスを最小限にし、実験者らにとって安全な環境を保証できるものでなければならない。

7 身体拘束等による苦痛の除去、軽減

実験者は、動物に苦痛を与えないように、特に実験中は最大限の努力を払わなければならない。

8 実験終了後の処置

実験者は、実験終了後に動物を処分する時には、動物福祉の観点に沿った安楽死処置をしなければならない。

9 飼育施設外での実験動物の飼育の禁止

実験者は、実験動物の飼育及び繁殖はあらかじめ定めた飼育施設内でのみ行い、逸出を防止する措置を講じる。

附則

本指針は、令和元年10月1日から施行する。